

【7】児童虐待Q & A

A1

虐待をしている保護者のほとんどは、子育てがうまくいかず、悩んだりイライラしたりしています。また、虐待の背景に、親の生育歴や家庭の経済状況などの複雑な要因が絡んでいることもあります、親がたくさんの悩みを抱え込んで、誰にも相談できずにいる場合もあります。

「通告」とは、親の虐待行為を市町村、児童相談所等に連絡することで、子育て支援が必要な親や家庭について、専門の相談機関に「この親（家庭）への子育て支援に、手を貸してもらえませんか。」と援助を求めることだと考えてみてはどうでしょうか。

A2

教職員が虐待の確証を探す必要はありません。通告する際に、虐待を疑った理由（状況）を伝えるだけで十分です。

通告を受けた市町村の虐待対応担当課や児童相談所は、様々な調査を実施します。その結果によっては、虐待が判明することがあります、虐待以外の理由で子ども自身が葛藤やストレスを感じていることがわかるかもしれません。

A3

子どもから話を聞くときには、「あなたを守るために他の人に話すこともある。」ということをきちんと伝えなくてはいけません。その上で、みんなであなたを守っていくということ、様々な人の助けを借りることができることなど、根気強く説得していくことが必要です。信頼して相談してくれたことに感謝を示し、最後まで一緒に解決に向かっていく姿勢をもつことが大事です。

A4

子どもがDVを目撃することは、心理的虐待に該当するため、市町村や児童相談所等に通告する必要があります。

また、DV防止法では、DVの発見者は配偶者暴力相談支援センター又は警察へ通報する努力義務が規定されています。

暴力を避けるため、加害者の元から被害者が子どもと共に避難し、一時保護施設や民間シェルターを利用したり、転居したりすることができます。関係機関と連携を図りつつ、加害者に被害者の居所が知られないよう、十分配慮することが必要です。

※鳥取県の配偶者暴力相談支援センター

名 称	電 話 番 号
福祉相談センター（婦人相談所）	0857-27-8630
中部総合事務所福祉保健局障がい者支援課（中部福祉事務所・倉吉保健所）心と女性の相談担当	0858-23-3147（平日） 0858-23-3152（平日緊急時）
西部総合事務所福祉保健局障がい者支援課（西部福祉事務所・米子保健所）心と女性の相談担当	0859-31-9304

A5

転学先の市町村教育委員会と転学元の市町村教育委員会との協議によって、個別に対応することになります。

転学元の学校では、転学先の学校名等の情報を知り得る者については、必要最小限の範囲に制限するとともに、転学先の学校名等の情報を記している指導要録等の保存についても、特に厳重に管理する必要があります。転学先の学校においても同様に、情報の管理を徹底する必要があります。

また、状況に応じて、指導要録の写し等の授受について、学校間では直接行わず、教育委員会を通じてやりとりをすることも考えられます。

また高等学校等については、転学先の校長と転学元の校長との協議によって、同様に個別対応することになります。

A6

心理面・行動面での課題等を抱える子どもにどこまでの規範を求めるかは、その子の能力や状況によっても異なりますが、最低限の基本線として「自己への危害」「他者への危害」「器物の意図的な破壊」は理由の如何を問わず制止すべきです。

ルールを明確に提示することの方が、子どもの行動の安全が図られます。

何よりも、教職員等が努力している姿を見せることが大切になります。仮に「あの子はどうでもいい」という態度を示せば、周囲の子どもたちは自然にそうした排除的な姿勢を見せるようになります。

併せて、組織が力を合わせて対処しようとしていることを示すことも重要です。また、周囲の子どもたちに、どの子どもにもそれぞれ個別の課題があることを伝えることも大切です。

A7

学校全体で取り組んでいることを伝え、必要に応じて専門機関の助言も得ていると伝えることも必要かもしれません。

管理職がきちんと前面に出て説明することも重要です。学校の説明責任として、事実関係についての正確な情報を提供するとともに、どの子どもの成長にとっても大切な課題であることを伝え、よりよい学級づくりに協力してほしい旨を伝えてください。

学校で何が起こっているのか、そのことに対して学校はどう取り組もうとしているのかをオープンにすることで、周囲の保護者の批判的な言動も鎮静化することがあります。問題を隠すほど、むしろ事態は悪化するものだと考えてください。ただし、問題行動を起こしている子どもについて、虐待またはその疑いがあるということをほのめかすことは避けなければなりません。

A8

情報を伝えてくれたことには感謝しながら、安易な風評が立ったり、噂になったりするようなことは、何よりも子どもを傷つけることになることを伝えてください。

そして、学校はチームを組んで取り組んでいる（取り組んでいく）こと、必要に応じて外部の専門機関にも助言を求める姿勢でいることを伝えてください。

最後に、できれば話題の当事者となっている保護者の心理にも配慮してほしいことを伝えてください。よかれと思ってしている育児を責められれば、誰でもかたくなる態度になるからです。

その上で、情報を提供してくれたことに感謝し、今後も学校に協力してほしいことを依頼しましょう。

A9

子どもが施設や里親から保護者のもとに戻るときには、その直後や数か月間は虐待が再発する可能性が高いため、子どもを受け入れた学校や地域の関係機関は、きめ細かな見守り体制をつくることが重要になります。こうした体制づくりは、要保護児童対策地域協議会が中心となって、児童相談所と協力しながら行います。子どもの状態に応じて、適切に支援の見直しなどをしていくことが重要になります。

A10

すでに台帳登録されているケースだけでなく、登録するかどうかを決定するための情報共有も可能です。

A11

個人情報保護法に違反はしません。

平成24年11月30日・厚生労働省通知「児童虐待防止等のための医療機関との連携強化に関する留意事項について」を参照してください。ただし、協力要請できるのは、市町村と児童相談所です。

第4章 研修資料・関係資料

【1】教職員研修の資料

1 ケースメソッドによる学習法

ケースメソッドによる学習法は、日常に起こりがちな、何らかの問題を含んださまざまな「事例」をいろいろな角度から考察して、そこから“教え”を学び取るもので、1人の力では解決できない事例であっても集まったメンバーが知恵を出し合えば良い解決方法が見いだせるものです。そして、ケースの疑似体験を通じて、問題を解決する力を身に付けることを最終的なねらいとしています。

<学習のプロセス（案）>

（1）個別による事実の確認と問題点の発見

ケースを通じて、どんな状況なのかを「事実」によって理解します。さらに、大小さまざまな問題点をすべて洗い出して、メモにします。

（2）集団による問題抽出

グループ単位で集まり、個人それぞれの意見を相互に交換し、問題点は何かを話し合います。多くの問題点のなかで、何が中心の問題（背景にある真の問題）なのかを探し出します。

（3）解決案の検討

中心的な問題は、多くの関連事項が絡まって起こる場合が多いので、いろいろな解決案を皆で出し合います。

（4）最終解決策の決定

出された様々な解決案を比較検討し、最終結論を出します。

（5）グループ別の発表

全員が集まって、グループ別にまとめた結論を発表します。必要に応じてQ&Aを行います。

（6）まとめ（ファシリテーターの説明、参加者の感想など）

ファシリテーターは各グループの討議で結論を出すまでの検討不足の箇所や結論で抜けたところ、また、結論を実践する際の問題などをまとめます。

まとめる前に、数人に質問して感想を聞くのも良いでしょう。

事例 1 「面会できない小5の女子の事例」

概要

父(42歳)、母(32歳)、長女(小5)、
長男(小4)、次男(小2)、三男(3歳)

父と母は、交通事故の後遺症などで通院し、生活保護を受けている。

長女は、学校にはほとんど登校していない。

長女の担任の教師が家庭訪問をするが、両親は不在。長女は中にいるようだが出てこない。家の中には、脱いだ衣服やマンガ本、食べかけの物などが散らかっていた。

別の日に、学校で長男に様子を聞いたところ、両親はパチンコに出掛けていることが多く、長女は3歳の子どもの面倒を見ているとのこと。担任は、長女とは最近会えていないが、長男の話から、とりあえず長女は元気でいるのではないかと考え、安心している。

長男と次男は、衣服も数日間同じものを着て登校してくる。友だちから「臭い！」と言われてケンカになることもあった。

また、兄弟げんかのためなのか、次男の身体にはあざが絶えない。

1 虐待を疑うポイントはどこか？

2 このあと、担任や学校はどのような対応をすればいいか？

⇒ 対応例はP.51

事例2 「帰宅したがらない中3の女子の事例」

概要

母（38歳）、義父（46歳）、長女（中3）

母子家庭であったが、母は3か月前に再婚した。長女は、最近学校での様子がおかしく、すぐに気分が悪いと言って、保健室に行くようになった。早退するように促しても、早退せず、図書室や教室にいて下校しようとしない。

男性担任が、進路のことで悩んでいると思い、相談室で話をすると、母と義父は、家から通える近くの高校に進学してほしいと考えているが、本人は県外の全寮制の学校への進学を希望していることがわかった。他には悩んでいることはないという。担任は、母が再婚したため、家に居づらくなったのかもしれないと思ったが、家庭の問題でもあるので、進路については両親とよく相談して決めるようにアドバイスした。

翌日、長女は義父から性的な虐待を受けていると、保健室で養護教諭に話をした。母や担任には話すことができずに、一人で悩みを抱え込んでいたことがわかった。

1 虐待を疑うポイントはどこか？

2 このあと、担任や学校はどのような対応をすればいいか？

⇒ 対応例はP.51

事例3 「問題行動の多い中2の男子の事例」

概要

父(42歳)、母(37歳)、長男(中2)、
次男(小5)、長女(小3)

学校での長男は落ち着きがなく、1時間の授業を静かに受けることができない、忘れ物が多い、友人とのトラブルが絶えないなどの状況が見られた。

家庭での様子を母に確認したところ、長男は幼いころから落ち着きがなく、気に入らないと何を言っても通じない、同じ失敗を繰り返す、注意しても落ち着きがない、注意力がなくよくケガをする、友だちとのトラブルが多いなど、母は「育てにくい子」と感じていたとのことだった。

また両親は、小さい頃、言葉で話しても同じことを繰り返す長男に対して、厳しいしつけで、一生懸命善悪を教えようとしていたとのことである。

中学へ入学した頃から、長男は体格もよくなり、気に入らないと母に対して暴力を振るうようになり、次男、長女も長男のことを怖がるようになってしまった。

1 虐待を疑うポイントはどこか？

2 このあと、担任や学校はどのような対応をすればいいか？

⇒ 対応例はP.52

事例 1 の解説

1 虐待を疑うポイントはどこか? (例)

- ・長女が登校しない理由に本人に係る要因がない場合は、弟の面倒を見させられている疑いがある。
- ・長男と次男が数日間同じ服を着てくる。(本人の好みでなければネグレクトが疑われる。)
- ・服が臭いのは洗濯してもらっていない疑いがある。
- ・次男の身体のあざの原因が不明である。

2 このあと、担任や学校はどのような対応をすればよいか? (例)

- ・担任から管理職へ報告する。
- ・担任以外の教職員(養護教諭、昨年の担任等)が持っている情報を集約する。
- ・情報を基に、校内虐待対応会議に諮り通告を決定する。
- ・学校(管理職)から市町村へ要保護児童として通告する。
- ・教育委員会にも報告する。
- ・学校・教育委員会・関係機関等で対応を協議する。

事例 2 の解説

1 虐待を疑うポイントはどこか? (例)

- ・気分が悪いと言って保健室に行くようになった。(最近学校での様子がおかしい)
- ・母の再婚により家庭環境が変化した。
- ・早退を促しても家に帰ろうとしない。
- ・県外の全寮制の学校への進学を希望している。(明確な目的がない場合)

2 このあと、担任や学校はどのような対応をすればよいか? (例)

- ・養護教諭は「よく話してくれたね。」「言ってもらってよかった。」「あなたは悪くないよ。」と本児に伝える。
- ・「あなたは助けを求めてよい。」「あなたを支えることに協力してくれる人がいる。」「協力してくれる人にちゃんと話をする。」と、協力者に伝えることについて本児の了解を得る。
- ・「秘密にしてほしい」と言われても養護教諭は一人で抱えず、管理職へ報告する。
- ・直ちに校内虐待対応会議を行い、管理職から直ちに児童相談所へ通告する。
- ・直ちに教育委員会にも報告する。
- ・子どもの話はこれ以上学校では聴き取らない。
- ・養護教諭が聞いた話は、記録に残しておく。(急ぐときはメモでもかまわない)

※性的虐待の場合、児童相談所職員が来校し、一時保護となる可能性が高い。児童相談所職員と本児が安心して話ができる場所を校内に確保する。(同席するかどうかは児童相談所職員の指示に従う。)
※性的虐待の対応についてはP.39参照

事例 3 の解説

1 虐待を疑うポイントはどこか? (例)

- ・行動面だけを見ると、子どもの特性によるものと思いがちであるが、暴力等の影響からくる行動として捉えることも必要である。
- ・「厳しいしつけ」の内容によっては虐待にあたる。
- ・虐待の定義は、どんなに子どものためを思ってしたことでも、その行為が子どもの心身や行動に影響を与えれば虐待となる。（子ども側の定義に基づいた解釈・理解・対応が必要）

2 このあと、担任や学校はどのような対応をすればよいか? (例)

- ・保護者が感じている育てにくさに共感し、子どもへの接し方について関係機関（児童相談所、医療等）への相談を学校から勧めることが必要である。
- ・保護者の同意が得られるようなら、保護者の了解を得て学校での状況を関係機関へ情報提供する。
- ・愛着形成の課題に対応するため、校内の支援体制を整備する。
- ・保護者の理解が得られず関係機関へつながらない場合は、校内で虐待対応会議を行い、「厳しいしつけ」の内容によっては、管理職より児童相談所・市町村へ要保護児童として通告、または市町村に要支援児童として情報提供を行う。

2 ロールプレイングによる研修

ロールプレイングは、現実に近い場面を設定し、特定の役割を演じる模擬体験を通じて、様々な気づきを得て、ある事案が起ったときの適切な対応等を身に付けるための手法です。

実践的なケースを通して、教職員の知識や対応について客観的に捉えることができ、経験不足を補い、対処方法の選択肢を広げ、柔軟な対応をとるスキルを身に付けることができます。

(1) ロールプレイングを効果的なものにするポイント

① 見る（評価する）観点をシートにする

ロールプレイングで何を見るのかを3つ程度決めて、それを評価シートにします。ロールプレイングを行う人（ロールプレイヤー）とオブザーバーに分かれ、オブザーバーはメモをとりながら観察します。

② リアリティーのある設定づくり

加害者の状況について、その背景とニーズをしっかりと確認し、設定を具体的にします。そして、それを観察者も含めて皆で共有して開始することが大切です。

③ ロールプレイヤーの役づくりと演技力

設定したロールプレイングに心から入り込むことで、本当の姿や実力を出すことができます。経験豊富な方がその引き出しどとなるような役（加害者役など）を演じることでより効果を高めることができます。遠慮をせず、本気でその状況になりきって演じることが重要です。

④ 率直なフィードバックを行う

評価する観点に従ってメモしたことをもとに、しっかりとフィードバックを行うことが重要です。気づいたこと、感じたことなど細かいところも本人にしっかりと伝えます。改善点だけでなく、良かつた点や見習いたい点をしっかりと伝えることも大切です。

(2) 実施展開例

① ロールプレイングの説明

ねらい、方法、役割について、進行役が説明する。

② ウォーミングアップ

ロールプレイングに入る前にアイスブレイク等を行い、意欲を高め、役割・表現に慣れる。

③ 情報共有

どういう場所か、状況はどのようなようであるかなど、基本となる情報を共有する。

④ ロールプレイング

主役の自発的な発想で言葉を発し、動きを取って演じる。

⑤ シェアリング

ロールプレイヤーは、ロールプレイングによってどのような気づきがあったか、どのようなことが思い出されたかなどを話す。同様に、オブザーバーも同じように体験を話す。話し合いの中で、ロールプレイングで起きた出来を受け止め、感じ取った新たな気づきを共有する。

例：評価シート

虐待対応ロールプレイング 評価シート		
○全体的な評価のポイント		
序盤	中盤	結果
<input type="checkbox"/> 挨拶、自己紹介 <input type="checkbox"/> 今回の話し合いのポイントの事前説明	<input type="checkbox"/> 相手の質問に答えてい るか <input type="checkbox"/> 一方的な説明となっ ていないか <input type="checkbox"/> 感情的な対応となっ ていないか	<input type="checkbox"/> 話し合いの合意はできたか <input type="checkbox"/> お互いの立場を理解できたか

- ・ロールプレイングが終了した際には、全体的な評価をオブザーバーだけでなく、その場に参加している教職員全員で議論や評価を行うことも効果的です。評価を行う際には、批判的な意見だけでなく、ロールプレイヤーの良いポイントをほめることや、提案を行うなどの前向きな雰囲気となるように留意しましょう。

ケース1 「威圧的な態度の保護者への対応」

(1) 所要時間（目安）：30分

事例把握：10分、ロールプレイング：10分、評価・講評：10分)

(2) 場面と設定

- ・ここでは、児童相談所に一時保護されている児童の保護者が学校に来て、一時保護された原因是学校にあるのではないかと主張しますので、教頭と担任教員がその対応にあたる場面を設定します。
- ・場所は学校内の面談室です。
- ・登場人物は、学校の教頭、担任教員、保護者の3名です。
- ・保護者は、明らかに虐待の証拠があるにもかかわらず、児童に対して虐待を行っていることを認めません。さらに児童相談所に通告したのは学校であると思っています。そのため、発言が威圧的になることがあります、激高することもあります。
- ・学校の教頭と担任教員の対応は、必ずしも同一のものである必要はありません。虐待対応に係る保護者対応については、事前準備で統一した方向性を検討することが重要ですが、ここでは、教頭と担任教員の対応の違いを表すのも一つの方法です。
※例えば、教頭は保護者に同情的な発言が多いが、担任教員は虐待対応の原則に沿った対応をするなど。

(3) 目的・留意点

- ・このロールプレイングの目的は、いかに保護者に一時保護は児童相談所の判断であり、通告やその経緯については明かせないかを説明し、納得してもらうことです。
- ・ここで注意したいことは、保護者役は、学校の説明や説得に対して頑として理解を示さなかつたり、話を一切聞かなかつたりといった対応では、ロールプレイングの意味がなくなってしまうので、相応のやり取りを行うことを心がけてください。

(4) オブザーバーの注意点

- ・目的にもあるように、保護者に対する説明の適切さと保護者からの共感を得られるかがポイントです。学校側のロールプレイヤーが、①一時保護の判断は児童相談所が行ったものであることを丁寧に説明しているか、②通告元は明かせないことを理解できるように説明しているか、といった点を中心に適切に評価してください。

(5) ロールプレイング（事例）

・ここでは、前述のロールプレイングを実施する際の応答で、特に保護者側の発言例を示します。前述の「目的・留意点」「オブザーバーの注意点」に留意しながら、実際にロールプレイングを実施する際の参考としてください。

保護者：「昨日からうちの子が児童相談所に連れていかれた。
俺は何もしていないのに、虐待を疑われたんだぞ。
お前らにこの気持ちがわかるか。」

教頭：「――応答――」

保護者：「児童相談所が俺に面会すると言っている。なぜ俺だけが疑われているんだ！
おまえらも同罪だろうが！
うちの子のけがは、俺のせいではない。
学校でできたけがだ。」

担任：「――応答――」

保護者：「学校ではけがをしていないなんて、誰が分かるんだ！
うちの子は少しやんちゃだから、学校でしおりうけがをするんだ。
子どもがけがをしてもほっとく学校が悪いんじゃないのか。」

教頭：「――応答――」

保護者：「じゃあ、誰があのけがをさせたっていうんだよ。
誰も分からんだろうが！」

担任：「――応答――」

保護者：「わかった。じゃあ、児童相談所の面会にはお前らも一緒にきてくれ。
誰のせいいか、はっきりさせようじゃないか。」

教頭：「――応答――」

保護者：「ふん。これからも学校に寄らせてもらうからな。
誰が悪いのかはっきりさせようじゃないか。」

ケース2 「要保護児童等の情報保護の対応」

(1) 所要時間（目安）：30分

事例把握：10分、ロールプレイング：10分、評価・講評：10分)

(2) 場面と設定

- ・ここでは、過去に一時保護された児童（現在は親戚家庭に預けられている。）について、虐待が発見された経緯や発見者、児童相談所への通告を行った者は誰なのか等、保護者が質問してきます。
- ・場所は学校内の面談室です。
- ・登場人物は、学校の教頭、保護者の2名です。
- ・保護者は比較的、冷静な態度ですが、個人情報保護条例による開示請求や学校の情報保持についての責任論を振りかざし、この場で情報を提供するように迫ってきます。

※このケースのロールプレイングは、教育委員会を舞台として教育委員会の職員間での研修として行っても効果があると考えられます。

(3) 目的・留意点

- ・このロールプレイングの目的は、法的な根拠の説明や法に基づく対応を早急に求められた場合（この場での資料の提示など）、その要求は、この場ですぐには回答できないことを説明し、納得してもらうことです。
- ・ここで注意したいことは、保護者役との会話において、法の解釈の議論や責任についての水掛け論に陥らないようにすることです。また、ケース1と同じく、学校の説明や説得に対して頑として理解を示さなかつたり、話を一切聞かなかつたりといった対応では、ロールプレイングの意味がなくなってしまうので、相応のやり取りを行うことを心がけてください。

(4) オブザーバーの注意点

- ・学校や教育委員会が行政機関の一つとして、実施した業務について法的な根拠を求められた場合、回答する必要がありますが、それが、幼児児童生徒の生命又は身体に支障が生じるおそれや、権利利益を侵害するおそれがないかどうか等を、関係する法令に照らして検討し、場合によっては、関係機関と協議するため、回答することを保留することを伝えることもあります。
- ・そのことを、回答の引き延ばしと思われないように、関係機関と協議することや、場合によっては、回答できないことを明確に伝えることができているかについて、適切に評価してください。

(5) ロールプレイング（事例）

・ここでは、前述のロールプレイングを実施する際の応答で、特に保護者側の発言例を示します。前述の「目的・留意点」「オブザーバーの注意点」に留意しながら、実際にロールプレイングを実施する際の参考としてください。

保護者：「児童相談所に通告したのは誰か知りたい。
虐待の証拠はどこにあるのか？」

教頭：「一応答一」

保護者：「そんなことを聞いているのではない。
学校が児童相談所に通告したのは、何故だと聞いている。」

教頭：「一応答一」

保護者：「判断したのが児童相談所でも、誰かがいい加減な証拠で言いがかりをつけているのは明らかだ。
誰が、何の証拠で通告したんだと聞いている。」

教頭：「一応答一」

保護者：「学校に責任が無いと言いたいのか。
児童相談所でも確認する。今、説明したほうが早いと思うが。」

教頭：「一応答一」

保護者：「市の個人情報保護条例では、本人に関する情報は開示請求はできるはず。
個人の家庭のことをなんで学校が隠蔽できるんだ？
開示請求したら情報を出さなければならないんだから、今、説明したほうが手っ取り早いのではないか。」

教頭：「一応答一」

保護者：「納得できない。今日はこの辺で終わるが、まだ聞きたいことは山ほどある。
誠実に対応してもらいたい。」

【2】 関係資料

1 児童虐待の早期発見のためのチェックシート

学校生活のなかで子どもを観察する際、チェックリストを活用し、虐待の疑いを判断することができます。ただし、チェックリストのどれかに該当するからといって、必ず虐待が行われているということではありません。チェックリストは虐待の「疑い」を発見するきっかけとし、その後の観察や対応につなげましょう。

虐待の発生予防のために、保護者への養育支援の必要性が考えられる児童（「要支援児童等」）の様子や状況例【学齢期以降】		
<p>○このシートは、要支援児童等かどうか判定するものではなく、あくまでも目安の一つとしてご利用ください。 ○様子や状況が複数該当し、その状況が継続する場合には「要支援児童等」に該当する可能性があります。 ○支援の必要性や心配なことがある場合には、子どもの居住地である市町村に連絡してください。</p>		
□欄 様子や状況例		
子どもの様子	身なりや衛生状態	からだや衣服の不潔感、髪を洗っていないなどの汚れ、におい、垢の付着、爪が伸びている等がある。 季節にそぐわない服装をしている。 衣服が破れたり、汚れている。 虫歯の治療が行われていない。
	健康状態	顔色が悪い状態や元気のない状態が続いている、体調不良を訴えたりする。 顔や頭、足などにいくつもの傷やけが、やけどの跡がある。
	食事の状況	食べ物への執着が強く、過度に食べる。 福過な食欲不振が見られる。 友達に食べ物をねだることばかりある。
	保護者との関わり	保護者の顔色を窺う、意識を喪失した行動をする。 不自然に子どもが保護者と密着している。 保護者といふとおどおどし、離ち着きがない。 保護者がいること必要以上に気を遣い緊張しているが、保護者が離ると安心して表情が明るくなる。
	精神的に不安定	警戒心が強く、首や腰に過剰に反応し、手を掲げただけで顎や頸をかばう。 過度に緊張し、教員等と接觸が合わせられない。 教員等の顔色を伺ったり、接触を避けようしたりする。
	無関心、無反応	表情が乏しく、受け答えが少ない。 ボーッとしている、意に気力がなくなる。
	攻撃性が強い	離ち着きがなく、過度に乱暴だったり、弱い者に対して暴力をふるったりする。 他者をうまく聞われず、ささいなことでもすぐにカッとなるなど乱暴な言動が見られる。 大人に対して反抗的、暴言を吐く。 激しいかんしゃくをおこしたり、かみついたりするなど攻撃的である。
	孤立	友達と一緒に遊べなかったり、孤立しがちである。
	気になる行動	担任の教員等を独占したがる、用事がなくてもそばに近づいてこようとするなど、過度のスキンシップを求める。 必要以上に丁寧な言葉遣いやあいさつをする。 繰り返し嘘をつく、空想的な言動が増える。 自暴自棄的な言動がある。
	学校状況等	理由がはっきりしない欠席・遅刻・早退が多い。 きょうだいの面倒を見るため、欠席・遅刻・早退が多い。 とにかく理由をつけてなかなか家に帰らない。
反社会的な行動(非行)	深夜の徘徊や家出、喫煙、金銭の持ち出しや万引きなどの問題行動を繰り返す。	
保護者の様子	子どもへの関わり・対応	理想の押しつけや年齢不相応な要求がある。 先達にそぐわない厳しいしつけや行動制限をしている。 「かわいくない」「くさい」など差別的な発言がある。 子どもの弁達等に無関心であったり、育児について拒否的な発言がある。
	きょうだいとの差別	子どもに対して、繰り返し馬鹿にしてからう、ことあるごとに激しく叱ったり、のしったりする。 きょうだいに対しての差別的な言動や特定の子どもに対して拒否的な態度をとる。 きょうだいで服飾や持ち物などに差が見られる。
	学校等との関わり	長期にわたる欠席が続き、訪問しても子どもに会わせようとしない。 欠席の理由や子どもに関する状況の説明に不自然なところがある。 学校行事への不参加、連絡をとることが困難である。
	心身の状態(健康状態)	精神科への受診歴、相談歴がある。(精神障害者保健福祉手帳の有無は問わない) アルコール依存(過去も含む)や薬物の使用歴がある。 子育てに関する強い不安がある。
	気になる行動	保護者自身の必要な治療行為を拒否する。 些細なことでも激しく怒るなど、感情や行動のコントロールができない。 被害者意識が強く、事実と異なる悪い込みがある。 他人の保護者との対立が頻回にある。
	家族・家庭の状況	夫婦間の口論、言い争いがある。 絶え間なく(んか)があったり、家族(同居者間の暴力)不和がある。 家中ゴミだらけ、異臭、シラカバく、放置された多数の動物が飼育されている。 理由のわからない頻繁な転居がある。
サポート等の状況	近隣との付き合いを拒否する。 必要な支援機関や地域の社会資源からの関わりや支援を拒む。	
【その他 気になること、心配なこと】		
※参考事項	□欄 様子や状況例	
	経済的な困難	保護者の難産の長期化、頻繁な借金の取り立て等、経済的な困難を抱えている。
	生育上の問題	未熟児、障害、慢性疾患、先育や先進の遅れ(やせ、低身長、歩行や運動の遅れ等)が見られる。
	複雑な家族構成	親族以外の同居人の存在、不安定な婚姻状況(結婚・離婚を繰り返す等)。
	きょうだいが苦しき多い	養育の見通しもないままの無計画な出産による多子。
	保護者の生育歴	被虐待歴、愛されなかっただい等、何らかの心的外傷を抱えている。
	養育技術の不足	知識不足、家事、育児能力の不足。
	養育に協力する人の不在	親族や友人などの養育支援者が近くにいない。
妊娠・出産	予期しない妊娠・出産、祝福されない妊娠・出産。	
若年の妊娠・出産	10代の妊娠・既しての心構えが違う前の出産。	
※不適切な養育状況以外の理由によっても起こる可能性の高い事項のため、注意深く様子を見守り、把握された状況をご相談ください。		

【学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き（文部科学省令和元年5月9日）より】

2 虐待通告シート

様式〇

虐待と思われる事案の記録（例）

立 学校

記録日	令和 年 月 日			
子ども	ふりがな			
	氏名			
	生年月日	平成 年 月 日	歳	男・女
	住所			
就業状況	立	学校	年 組	
	(出席状況)	良好	・ 欠席がち	・ 不登校状態
学校での様子	具体的に→			
保護者	ふりがな	ふりがな		
	氏名	氏名		
	職業	職業		
	続柄	続柄		
	年齢	年齢		
	電話	電話		
住所				
虐待と思われる内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 誰から、いつから、頻度、どのような ・ 外傷等の状況 ※必要に応じて外傷についてのスケッチを記載 ・ 本人の説明 			
	<ul style="list-style-type: none"> ・ きょうだいの状況（学校、学年組、年齢 等） 			
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同居家族の状況 			
通告先（児童相談所か市町村）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通告日、通告先、担当者 			
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指示助言内容など 			
その他の通報先（警察、教育委員会等）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通報日、通報先、担当者 			
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指導助言内容など 			

※幼稚園は本様式を適宜修正してお使いください。

※必要に応じて自由様式で情報を追記するなどして適宜活用してください。（不明な箇所は空欄でも構いません）

※本様式をもって児童相談所や市町村への通告、教育委員会や警察への連絡に活用することも考えられます。

3 関係機関一覧

虐待に関する通告・相談先

相談機関名		住所	電話番号
児童相談所	鳥取県福祉相談センター 【中央児童相談所】	鳥取市江津318-1	0857-23-6080 月～金 8時30分～17時15分
	鳥取県倉吉児童相談所	倉吉市宮川町2丁目36	0858-23-1141 緊急を要する場合 24時間受付
	鳥取県米子児童相談所	米子市博労町4丁目50	0859-33-1471
市町村	鳥取市 こども家庭相談センター	鳥取市富安2丁目104-2 さざんか会館3階	0857-20-0122 月～金8時30分～17時15分以外 年末年始・祝日以外で緊急の場合は0857-22-8111
	米子市 こども相談課 家庭児童相談室	米子市錦町1丁目139-3 ふれあいの里3階	0859-23-5176
	倉吉市 子ども家庭課	倉吉市堺町2丁目253番地1	0858-22-8120
	境港市 子育て支援課	境港市上道町3000	0859-47-1075
	岩美町 住民生活課	岩美郡岩美町浦富675-1	0857-73-1415
	若桜町 保健センター	八頭郡若桜町若桜801-5	0858-82-2214
	智頭町 福祉事務所	八頭郡智頭町大字智頭1875	0858-75-4102
	八頭町 保健課	八頭郡八頭町宮谷254番地1	0858-72-3566
	三朝町 町民課	東伯郡三朝町大瀬999-2	0858-43-3505
	湯梨浜町 子育て支援課	東伯郡湯梨浜町久留19-1	0858-35-5322
	琴浦町 子育て応援課	東伯郡琴浦町大字徳万591-2	0858-27-1333
	北栄町 福祉課	東伯郡北栄町由良宿423-1	0858-37-5852
	日吉津村 福祉保健課	西伯郡日吉津村大字日吉津872-15	0859-27-5952
	大山町 福祉介護課	西伯郡大山町御来屋467 大山町保健センターなわ	0859-54-5207
	南部町 子育て支援課	西伯郡南部町倭482	0859-66-5525
	伯耆町 福祉課	西伯郡伯耆町吉長37-3	0859-68-5534
	日南町 福祉保健課	日野郡日南町生山511-5	0859-82-0374
	日野町 健康福祉課	日野郡日野町根雨101	0859-72-0334
	江府町 福祉保健課	日野町江府町江尾2088-3	0859-75-6111
児童家庭 支援センター	子ども家庭支援センター 「希望館」	鳥取市立川町5丁目417	0857-27-4153 (24時間受付(相談))
	児童家庭支援センター 「くわの実」	倉吉市山根583-3	0858-24-6306 (24時間受付(相談))
	児童家庭支援センター 「米子みその」	米子市上後藤4-2-36	0859-21-5085 (24時間受付(相談))
児童相談所 全国共通ダイヤル 「189」 (24時間受付・通話料無料)			

もしものために

～地域の連絡先等を記載してください～

【通告先：児童相談所】

- ①明らかな外傷（打撲傷、あざ（内出血）、骨折、刺傷、やけどなど）があり、身体的虐待が疑われる場合
- ②生命、身体の安全に関わるネグレクト（栄養失調、医療放棄など）があると疑われる場合
- ③性的虐待が疑われる場合
- ④子どもが家に帰りたくないと言った場合（子ども自身が保護・救済を求めている場合）

⇒ 児童相談所

TEL ()

※児童相談所 全国共通ダイヤル「189」

→上記①～③及び子どもの生命・身体に対する危険性、緊急性が高いと考えられる場合には
警察にも通報（⇒ 警察 課 TEL ())

→通告について教育委員会等設置者にも連絡

【通告先：市町村（虐待対応担当課）】※上記①～④以外

→ 課（係）

～市町村虐待対応担当課～

TEL ()

→通告について教育委員会等設置者にも連絡

<関係法規等>

- 「児童福祉法」
- 「児童虐待の防止等に関する法律」
- 「学校教育法」
- 「学校教育施行令」
- 「個人情報の保護に関する法律」
- 学校等における児童虐待防止に向けた取組の推進について（通知）
平成18年6月5日 18初児生第11号 文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知
- 児童虐待防止に向けた学校における適切な対応の徹底について（通知）
平成22年1月26日 21初児生第29号 文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知
- 学校等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について（通知）
平成22年3月24日 21文科初775号 文部科学大臣政務官通知
- 児童虐待の防止等のための学校、教育委員会等の的確な対応について（通知）
平成22年3月24日 21775号 文部科学大臣政務官通知
- 一時保護等が行われている児童生徒の指導要録に係る適切な対応及び児童虐待防止対策に係る対応について（通知）
平成27年7月31日 27文科初335号 文部科学省初等中等教育局長通知
- 児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律の公布について
令和元年6月26日 内閣府男女共同参画局長、厚生労働省子ども家庭局長
- 児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律の公布について
令和元年7月19日 文部科学省
- 児童虐待防止対策に係る学校等及びその設置者と市町村・児童相談所との連携の強化について
平成31年2月28日 内閣府、厚生労働省、文部科学省
- 学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について
平成31年2月28日 内閣府、厚生労働省、文部科学省
- 要保護児童対策地域協議会構成員への参画について（依頼）
令和元年8月1日厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長

※下線付き法規・通知等はP.64以降を参照

<参考資料>

- 「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」（文部科学省 令和元年5月9日）
- 「学校現場における虐待防止に関する研修教材」（文部科学省 令和2年1月23日）
- 「養護教諭のための児童虐待対応の手引」（文部科学省 平成19年10月）
- 「子ども虐待対応の手引き」（厚生労働省 平成25年8月）
- 「児童虐待に関する法的知識、要対協の役割と児童相談所との連携、機関連携と学校教育における個人情報保護」（弁護士 峰本 耕治 氏）
- 「学校・幼稚園におけるDV対応マニュアル」（鳥取県教育委員会 平成17年11月）
- 「教職員のための児童虐待対応マニュアル」（千葉県教育庁教育振興部指導課 平成19年3月）
- 「教職員のための児童虐待の手引き」（奈良県教育委員会 平成20年12月）
- 「未然防止、早期発見・早期対応のために～学校や教職員は何をするべきか」
(香川県教育委員会 平成21年8月)
- 「子どもの笑顔を守りたい～児童虐待の早期発見・早期対応のために学校は何をすべきか」
(岐阜県教育委員会 平成25年5月)
- 「教職員・保育従事者のための児童虐待対応の手引き（第二版）」
(岡山県教育庁人権教育課 平成30年3月)
- 「教職員・保育従事者のための児童虐待対応マニュアル」（埼玉県教育委員会 平成30年3月）

(関係法規等)

児童虐待の防止等に関する法律

(平成29年6月21日公布(平成29年法律第69号)改正)

(目的)

第一条 この法律は、児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼすことにかんがみ、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進し、もって児童の権利利益の擁護に資することを目的とする。

(児童虐待の定義)

第二条 この法律において、「児童虐待」とは、保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。)がその監護する児童(十八歳に満たない者をいう。以下同じ。)について行う次に掲げる行為をいう。

一 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

二 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。

三 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放棄その他の保護者としての監護を著しく怠ること。

四 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力(配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。第十六条において同じ。)その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(児童に対する虐待の禁止)

第三条 何人も、児童に対し、虐待をしてはならない。

(国及び地方公共団体の責務等)

第四条 国及び地方公共団体は、児童虐待の予防及び早期発見、迅速かつ適切な児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援(児童虐待を受けた後十八歳となった者に対する自立の支援を含む。第三項及び次条第二項において同じ。)並びに児童虐待を行った保護者に対する親子の再統合の促進への配慮その他の児童虐待を受けた児童が家庭(家庭における養育環境と同様の養育環境及び良好な家庭的環境を含む。)で生活するために必要な配慮をした適切な指導及び支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援、医療の提供体制の整備その他児童虐待の防止等のために必要な体制の整備に努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、児童相談所等関係機関の職員及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者が児童虐待を早期に発見し、その他児童虐待の防止に寄与することができるよう、研修等必要な

措置を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援を専門的知識に基づき適切に行うことができるよう、児童相談所等関係機関の職員、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援の職務に携わる者の人材の確保及び資質の向上を図るために、研修等必要な措置を講ずるものとする。

4 国及び地方公共団体は、児童虐待の防止に資するため、児童の人権、児童虐待が児童に及ぼす影響、児童虐待に係る通告義務等について必要な広報その他の啓発活動に努めなければならない。

5 国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析を行うとともに、児童虐待の予防及び早期発見のための方策、児童虐待を受けた児童のケア並びに児童虐待を行った保護者の指導及び支援のあり方、学校の教職員及び児童福祉施設の職員が児童虐待の防止に果たすべき役割その他児童虐待の防止等のために必要な事項についての調査研究及び検証を行うものとする。

6 児童の親権を行う者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を有するものであって、親権を行うに当たっては、できる限り児童の利益を尊重するよう努めなければならない。

7 何人も、児童の健全な成長のために、家庭(家庭における養育環境と同様の養育環境及び良好な家庭的環境を含む。)及び近隣社会の連携が求められていることに留意しなければならない。

(児童虐待の早期発見等)

第五条 学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

2 前項に規定する者は、児童虐待の予防その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならない。

3 学校及び児童福祉施設は、児童及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発に努めなければならない。

(児童虐待に係る通告)

第六条 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

2 前項の規定による通告は、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十五条第一項の規定による通告とみなして、同法の規定を適用する。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

第七条 市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所が前条第一項の規定による通告を受けた場合においては、当該通告を受けた市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所の所長、所員その他の職員及び当該通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であって当該通告をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(通告又は送致を受けた場合の措置)

第八条 市町村又は都道府県の設置する福祉事務所が第六条第一項の規定による通告を受けたときは、市町村又は福祉事務所の長は、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、当該児童との面会その他の当該児童の安全の確認を行うための措置を講ずるとともに、必要に応じ次に掲げる措置を探るものとする。

一 児童福祉法第二十五条の七第一項第一号若しくは第二項第一号又は第二十五条の八第一号の規定により当該児童を児童相談所に送致すること。

二 当該児童のうち次条第一項の規定による出頭の求め及び調査若しくは質問、第九条第一項の規定による立入り及び調査若しくは質問又は児童福祉法第三十三条第一項若しくは第二項の規定による一時保護の実施が適当であると認めるものを都道府県知事又は児童相談所長へ通知すること。

2 児童相談所が第六条第一項の規定による通告又は児童福祉法第二十五条の七第一項第一号若しくは第二項第一号若しくは第二十五条の八第一号の規定による送致を受けたときは、児童相談所長は、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、当該児童との面会その他の当該児童の安全の確認を行うための措置を講ずるとともに、必要に応じ次に掲げる措置を探るものとする。

一 児童福祉法第三十三条第一項の規定により当該児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせること。

二 児童福祉法第二十六条第一項第三号の規定により当該児童のうち第六条第一項の規定による通告を受けたものを市町村に送致すること。

三 当該児童のうち児童福祉法第二十五条の八第三号に規定する保育の利用等（以下この号において「保育の利用等」という。）が適当であると認めるものをその保育の利用等に係る都道府県又は市町村の長へ報告し、又は通知すること。

四 当該児童のうち児童福祉法第六条の三第二項に規定する放課後児童健全育成事業、同条第三項に規定する子育て短期支援事業、同条第五項に規定する養育支援訪問事業、同条第六項に規定する地域子育て支援拠点事業、同条第十四項に規定する子育て援助活動支援事業、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第五十九条第一号に掲げる事業その他市町村が実施する児童の健全な育成に資する事業の実施が適当であると認めるものをその事業の実施に係る市町村の長へ通知すること。

3 前二項の児童の安全の確認を行うための措置、市町村若しくは児童相談所への送致又は一時保護を行う者は、速やかにこれを行うものとする。

（出頭要求等）

第八条の二 都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるとときは、当該児童の保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示させなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定により当該児童の保護者の出頭を求めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該保護者に対し、出頭を求める理由となった事実の内容、出頭を求める日時及び場所、同伴すべき児童の氏名その他必要な事項を記載した書面により告知

しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の保護者が同項の規定による出頭の求めに応じない場合は、次条第一項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り及び調査又は質問その他の必要な措置を講ずるものとする。

（立入調査等）

第九条 都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるとときは、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示させなければならない。

2 前項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り及び調査又は質問は、児童福祉法第二十九条の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り及び調査又は質問とみなして、同法第六十一条の五の規定を適用する。

（再出頭要求等）

第九条の二 都道府県知事は、第八条の二第一項の保護者又は前条第一項の児童の保護者が正当な理由なく同項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避した場合において、児童虐待が行われているおそれがあると認めるとときは、当該保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示させなければならない。

2 第八条の二第二項の規定は、前項の規定による出頭の求めについて準用する。

（臨検、捜索等）

第九条の三 都道府県知事は、第八条の二第一項の保護者又は第九条第一項の児童の保護者が正当な理由なく同項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避した場合において、児童虐待が行われている疑いがあるときは、当該児童の安全の確認を行い、又はその安全を確保するため、児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該児童の住所又は居所の所在地を管轄する地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官があらかじめ発する許可状により、当該児童の住所若しくは居所に臨検させ、又は当該児童を捜索させることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による臨検又は捜索をさせるときは、児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。

3 都道府県知事は、第一項の許可状（以下「許可状」という。）を請求する場合においては、児童虐待が行われている疑いがあると認められる資料、臨検させようとする住所又は居所に当該児童が現在すると認められる資料及び当該児童の保護者が第九条第一項の規定による立入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避したことを証する資料を提出しなければならない。

4 前項の請求があった場合においては、地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官は、臨検すべき場所又は捜索すべき児童の氏名並びに有効期間、その期間経過後は執行に着手することができずこれを返還しなければならない旨、交付の年月日及び裁判所名を記載し、自己の記

名押印した許可状を都道府県知事に交付しなければならない。

5 都道府県知事は、許可状を児童の福祉に関する事務に従事する職員に交付して、第一項の規定による臨検又は搜索をさせるものとする。

6 第一項の規定による臨検又は搜索に係る制度は、児童虐待が保護者がその監護する児童に対して行うものであるために他人から認知されること及び児童がその被害から自ら逃れることが困難である等の特別の事情から児童の生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあることにかんがみ特に設けられたものであることを十分に踏まえた上で、適切に運用されなければならない。

(臨検又は搜索の夜間執行の制限)

第九条の四 前条第一項の規定による臨検又は搜索は、許可状に夜間でもすることができる旨の記載がなければ、日没から日の出までの間には、してはならない。

2 日没前に開始した前条第一項の規定による臨検又は搜索は、必要があると認めるときは、日没後まで継続することができる。

(許可状の提示)

第九条の五 第九条の三第一項の規定による臨検又は搜索の許可状は、これらの処分を受ける者に提示しなければならない。

(身分の証明)

第九条の六 児童の福祉に関する事務に従事する職員は、第九条の三第一項の規定による臨検若しくは搜索又は同条第二項の規定による調査若しくは質問（以下「臨検等」という。）をするときは、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(臨検又は搜索に際しての必要な処分)

第九条の七 児童の福祉に関する事務に従事する職員は、第九条の三第一項の規定による臨検又は搜索をするに当たって必要があるときは、錠をはずし、その他必要な処分をすることができる。

(臨検等をする間の出入りの禁止)

第九条の八 児童の福祉に関する事務に従事する職員は、臨検等をする間は、何人に対しても、許可を受けないでその場所に出入りすることを禁止することができる。

(責任者等の立会い)

第九条の九 児童の福祉に関する事務に従事する職員は、第九条の三第一項の規定による臨検又は搜索をするときは、当該児童の住所若しくは居所の所有者若しくは管理者（これらの者の代表者、代理人その他これらの者に代わるべき者を含む。）又は同居の親族で成年に達した者を立ち会わせなければならない。

2 前項の場合において、同項に規定する者を立ち会わせることができないときは、その隣人で成年に達した者又はその地の地方公共団体の職員を立ち会わせなければならない。

(警察署長に対する援助要請等)

第十条 児童相談所長は、第八条第二項の児童の安全の確認を行おうとする場合、又は同項第一号の一時保護を行おうとし、若しくは行わせようとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該児童の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。都道府県知事が、第九条第一項の規定による立入り及び調査若しくは質問をさせ、又は臨検等をさせようとする場合についても、同様とする。

2 児童相談所長又は都道府県知事は、児童の安全の確認及び安全の確

保に万全を期する観点から、必要に応じ迅速かつ適切に、前項の規定により警察署長に対し援助を求めなければならない。

3 警察署長は、第一項の規定による援助の求めを受けた場合において、児童の生命又は身体の安全を確認し、又は確保するため必要と認めるときは、速やかに、所属の警察官に、同項の職務の執行を援助するために必要な警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところによる措置を講じさせるよう努めなければならない。

(調書)

第十条の二 児童の福祉に関する事務に従事する職員は、第九条の三第一項の規定による臨検又は搜索をしたときは、これらの処分をした年月日及びその結果を記載した調書を作成し、立会人に示し、当該立会人とともにこれに署名押印しなければならない。ただし、立会人が署名押印をせず、又は署名押印することができないときは、その旨を付記すれば足りる。

(都道府県知事への報告)

第十条の三 児童の福祉に関する事務に従事する職員は、臨検等を終えたときは、その結果を都道府県知事に報告しなければならない。

(行政手続法の適用除外)

第十条の四 臨検等に係る処分については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章の規定は、適用しない。

(審査請求の制限)

第十条の五 臨検等に係る処分については、審査請求をすることができない。

(行政事件訴訟の制限)

第十条の六 臨検等に係る処分については、行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）第三十七条の四の規定による差止めの訴えを提起することができない。

(児童虐待を行った保護者に対する指導等)

第十一条 児童虐待を行った保護者について児童福祉法第二十七条第一項第二号の規定により行われる指導は、親子の再統合への配慮その他の児童虐待を受けた児童が家庭（家庭における養育環境と同様の養育環境及び良好な家庭的環境を含む。）で生活するために必要な配慮の下に適切に行われなければならない。

2 児童虐待を行った保護者について児童福祉法第二十七条第一項第二号の措置が採られた場合においては、当該保護者は、同号の指導を受けなければならない。

3 前項の場合において保護者が同項の指導を受けないと認めるときは、都道府県知事は、当該保護者に対し、同項の指導を受けるよう勧告することができる。

4 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた保護者が当該勧告に従わない場合において必要があると認めるときは、児童福祉法第三十三条第二項の規定により児童相談所長をして児童虐待を受けた児童の一時保護を行わせ、又は適当な者に当該一時保護を行うことを委託させ、同法第二十七条第一項第三号又は第二十八条第一項の規定による措置を探る等の必要な措置を講ずるものとする。

5 児童相談所長は、第三項の規定による勧告を受けた保護者が当該勧告に従わず、その監護する児童に対し親権を行わせることが著しく当該児童の福祉を害する場合には、必要に応じて、適切に、児童福祉法第三十三条の七の規定による請求を行うものとする。

(面会等の制限等)

第十二条 児童虐待を受けた児童について児童福祉法第二十七条第一項第三号の措置（以下「施設入所等の措置」という。）が採られ、又は同法第三十三条第一項若しくは第二項の規定による一時保護が行われた場合において、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護のため必要があると認めるときは、児童相談所長及び当該児童について施設入所等の措置が採られている場合における当該施設入所等の措置に係る同号に規定する施設の長は、厚生労働省令で定めるところにより、当該児童虐待を行った保護者について、次に掲げる行為の全部又は一部を制限することができる。

一 当該児童との面会

二 当該児童との通信

2 前項の施設の長は、同項の規定による制限を行った場合又は行わなくなつた場合は、その旨を児童相談所長に通知するものとする。

3 児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置（児童福祉法第二十八条の規定によるものに限る。）が採られ、又は同法第三十三条第一項若しくは第二項の規定による一時保護が行われた場合において、当該児童虐待を行った保護者に対し当該児童の住所又は居所を明らかにしたとすれば、当該保護者が当該児童を連れ戻すおそれがある等再び児童虐待が行われるおそれがあり、又は当該児童の保護に支障をきたすと認めるときは、児童相談所長は、当該保護者に対し、当該児童の住所又は居所を明らかにしないものとする。

第十二条の二 児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置（児童福祉法第二十八条の規定によるものを除く。以下この項において同じ。）が採られた場合において、当該児童虐待を行った保護者に当該児童を引き渡した場合には再び児童虐待が行われるおそれがあると認められるにもかかわらず、当該保護者が当該児童の引渡しを求めること、当該保護者が前条第一項の規定による制限に従わないことその他の事情から当該児童について当該施設入所等の措置を探ることが当該保護者の意に反し、これを継続することが困難であると認めるときは、児童相談所長は、次項の報告を行うに至るまで、同法第三十三条第一項の規定により当該児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができる。

2 児童相談所長は、前項の一時保護を行った、又は行わせた場合には、速やかに、児童福祉法第二十六条第一項第一号の規定に基づき、同法第二十八条の規定による施設入所等の措置を要する旨を都道府県知事に報告しなければならない。

第十二条の三 児童相談所長は、児童福祉法第三十三条第一項の規定により、児童虐待を受けた児童について一時保護を行っている、又は適当な者に委託して、一時保護を行わせている場合（前条第一項の一時保護を行っている、又は行わせている場合を除く。）において、当該児童について施設入所等の措置を要すると認めるときであって、当該児童虐待を行った保護者に当該児童を引き渡した場合には再び児童虐待が行われるおそれがあると認められるにもかかわらず、当該保護者が当該児童の引渡しを求めること、当該保護者が第十二条第一項の規定による制限に従わないことその他の事情から当該児童について施設入所等の措置を探ることが当該保護者の意に反すると認めるときは、速やかに、同法第二十六条第一項第一号の規定に基づき、同法第二十八条の規定による施設入所等の措置を要する旨を都道府県知事に報告しなければならない。

第十二条の四 都道府県知事又は児童相談所長は、児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置が採られ、又は児童福祉法第三十三条第一

項若しくは第二項の規定による一時保護が行われ、かつ、第十二条第一項の規定により、当該児童虐待を行った保護者について、同項各号に掲げる行為の全部が制限されている場合において、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護のため特に必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、六月を超えない期間を定めて、当該保護者に対し、当該児童の住所若しくは居所、就学する学校その他の場所において当該児童の身辺につきまとい、又は当該児童の住所若しくは居所、就学する学校その他その他その通常所在する場所（通学路その他の当該児童が日常生活又は社会生活を営むために通常移動する経路を含む。）の附近をはいかないしてはならないことを命ずることができる。

2 都道府県知事又は児童相談所長は、前項に規定する場合において、引き続き児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護のため特に必要があると認めるときは、六月を超えない期間を定めて、同項の規定による命令に係る期間を更新することができる。

3 都道府県知事又は児童相談所長は、第一項の規定による命令をしようとするとき（前項の規定により第一項の規定による命令に係る期間を更新しようとするときを含む。）は、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならぬ。

4 第一項の規定による命令をするとき（第二項の規定により第一項の規定による命令に係る期間を更新するときを含む。）は、厚生労働省令で定める事項を記載した命令書を交付しなければならない。

5 第一項の規定による命令が発せられた後に施設入所等の措置が解除され、停止され、若しくは他の措置に変更された場合、児童福祉法第三十三条第一項若しくは第二項の規定による一時保護が解除された場合又は第十二条第一項の規定による制限の全部若しくは一部が行われなくなった場合は、当該命令は、その効力を失う。同法第二十八条第三項の規定により引き続き施設入所等の措置が採られ、又は同法第三十三条第六項の規定により引き続き一時保護が行われている場合において、第一項の規定による命令が発せられたときであって、当該命令に係る期間が経過する前に同法第二十八条第二項の規定による当該施設入所等の措置の期間の更新に係る承認の申立てに対する審査又は同法第三十三条第五項本文の規定による引き続いての一時保護に係る承認の申立てに対する審査が確定したときも、同様とする。

6 都道府県知事又は児童相談所長は、第一項の規定による命令をした場合において、その必要がなくなったと認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、その命令を取り消さなければならない。

(施設入所等の措置の解余等)

第十三条 都道府県知事は、児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置が採られ、及び当該児童の保護者について児童福祉法第二十七条第一項第二号の措置が採られた場合において、当該児童について採られた施設入所等の措置を解除しようとするときは、当該児童の保護者について同号の指導を行うこととされた児童福祉司等の意見を聞くとともに、当該児童の保護者に対し採られた当該指導の効果、当該児童に対し再び児童虐待が行われることを予防するために採られる措置について見込まれる効果その他厚生労働省令で定める事項を勘案しなければならない。

2 都道府県知事は、児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置が採られ、又は児童福祉法第三十三条第二項の規定による一時保護が行われた場合において、当該児童について採られた施設入所等の措置又は行われた一時保護を解除するときは、当該児童の保護者に対し、親子の

再統合の促進その他の児童虐待を受けた児童が家庭で生活することを支援するために必要な助言を行うことができる。

3 都道府県知事は、前項の助言に係る事務の全部又は一部を厚生労働省令で定める者に委託することができる。

4 前項の規定により行われる助言に係る事務に従事する者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(施設入所等の措置の解説時の安全確認等)

第十三条の二 都道府県は、児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置が採られ、又は児童福祉法第三十三条第二項の規定による一時保護が行われた場合において、当該児童について採られた施設入所等の措置若しくは行われた一時保護を解除するとき又は当該児童が一時的に帰宅するときは、必要と認める期間、市町村、児童福祉施設その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、当該児童の家庭を継続的に訪問することにより当該児童の安全の確認を行うとともに、当該児童の保護者からの相談に応じ、当該児童の養育に関する指導、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(児童虐待を受けた児童等に対する支援)

第十三条の三 市町村は、子ども・子育て支援法第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設（次項において「特定教育・保育施設」という。）又は同法第四十三条第三項に規定する特定地域型保育事業（次項において「特定地域型保育事業」という。）の利用について、同法第四十二条第一項若しくは第五十四条第一項の規定により相談、助言若しくはあつせん若しくは要請を行う場合又は児童福祉法第二十四条第三項の規定により調整若しくは要請を行う場合には、児童虐待の防止に寄与するため、特別の支援を要する家庭の福祉に配慮をしなければならない。

2 特定教育・保育施設の設置者又は子ども・子育て支援法第二十九条第一項に規定する特定地域型保育事業者は、同法第三十三条第二項又は第四十五条第二項の規定により当該特定教育・保育施設を利用する児童（同法第十九条第一項第二号又は第三号に該当する児童に限る。以下この項において同じ。）又は当該特定地域型保育事業者に係る特定地域型保育事業を利用する児童を選考するときは、児童虐待の防止に寄与するため、特別の支援を要する家庭の福祉に配慮をしなければならない。

3 国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童がその年齢及び能力に応じ充分な教育を受けられるようにするため、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。

4 国及び地方公共団体は、居住の場所の確保、進学又は就業の支援その他の児童虐待を受けた者の自立の支援のための施策を講じなければならない。

(資料又は情報の提供)

第十三条の四 地方公共団体の機関及び病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童の医療、福祉又は教育に関する機関（地方公共団体の機関を除く。）並びに医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者は、市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長から児童虐待に係る児童又はその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他児童虐待の防止等に係る当該児童、その保護者その他の関係者に関する資料又は情報の提供を求められたときは、当該資料又は情報について、当該市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長が児童虐待の防止等に関する事務又は業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由があるときは、これを提供することができる。ただし、当該資料又は情報

を提供することによって、当該資料又は情報に係る児童、その保護者その他の関係者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(都道府県児童福祉審議会等への報告)

第十三条の五 都道府県知事は、児童福祉法第八条第二項に規定する都道府県児童福祉審議会（同条第一項ただし書に規定する都道府県にあっては、地方社会福祉審議会）に、第九条第一項の規定による立入り及び調査又は質問、臨検等並びに児童虐待を受けた児童に行われた同法第三十三条第一項又は第二項の規定による一時保護の実施状況、児童の心身に著しく重大な被害を及ぼした児童虐待の事例その他の厚生労働省令で定める事項を報告しなければならない。

(親権の行使に関する配慮等)

第十四条 児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百二十条の規定による監護及び教育に必要な範囲を超えて当該児童を懲戒してはならず、当該児童の親権の適切な行使に配慮しなければならない。

2 児童の親権を行う者は、児童虐待に係る暴行罪、傷害罪その他の犯罪について、当該児童の親権を行う者であることを理由として、その責めを免れることはない。

(親権の喪失の制度の適切な運用)

第十五条 民法に規定する親権の喪失の制度は、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護の観点からも、適切に運用されなければならない。

(延長者等の特例)

第十六条 児童福祉法第三十一条第四項に規定する延長者（以下この項において「延長者」という。）、延長者の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、延長者を現に監護する者（以下この項において「延長者の監護者」という。）及び延長者の監護者がその監護する延長者について行う次に掲げる行為（以下この項において「延長者虐待」という。）については、延長者を児童と、延長者の監護者を保護者と、延長者虐待を児童虐待と、同法第三十一条第二項から第四項までの規定による措置とみなして、第十一条第一項から第三項まで及び第五項、第十二条の四並びに第十三条第一項の規定を適用する。

一 延長者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

二 延長者にわいせつな行為をすること又は延長者をしてわいせつな行為をさせること。

三 延長者の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、延長者の監護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の延長者の監護者としての監護を著しく怠ること。

四 延長者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、延長者が同居する家庭における配偶者に対する暴力その他の延長者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

2 延長者又は児童福祉法第三十三条第十項に規定する保護延長者（以下この項において「延長者等」という。）、延長者等の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、延長者等を現に監護する者（以下この項にお

いて「延長者等の監護者」という。) 及び延長者等の監護者がその監護する延長者等について行う次に掲げる行為(以下この項において「延長者等虐待」という。)については、延長者等を児童と、延長者等の監護者を保護者と、延長者等虐待を児童虐待と、同法第三十一条第二項から第四項までの規定による措置を同法第二十七条第一項第一号から第三号まで又は第二項の規定による措置と、同法第三十三条第八項から第十一項までの規定による一時保護を同条第一項又は第二項の規定による一時保護とみなして、第十二条第四項、第十二条から第十二条の三まで、第十三条第二項から第四項まで、第十三条の二、第十三条の四及び第十三条の五の規定を適用する。

- 一 延長者等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 延長者等にわいせつな行為をすること又は延長者等をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 延長者等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、延長者等の監護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の延長者等の監護者としての監護を著しく怠ること。
- 四 延長者等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、延長者等が同居する家庭における配偶者に対する暴力その他の延長者等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(大都市等の特例)

第十七条 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。)並びに児童福祉法第五十九条の四第一項に規定する児童相談所設置市においては、政令で定めるところにより、指定都市若しくは中核市又は児童相談所設置市(以下「指定都市等」という。)が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として指定都市等に適用があるものとする。

(罰則)

第十八条 第十二条の四第一項(第十六条第一項の規定によりみなして適用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による命令(第十二条の四第二項(第十六条第一項の規定によりみなして適用する場合を含む。)の規定により第十二条の四第一項の規定による命令に係る期間が更新された場合における当該命令を含む。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第十九条 第十三条第四項(第十六条第二項の規定によりみなして適用する場合を含む。)の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一時保護等が行われている児童生徒の指導要録に係る適切な対応及び児童虐待防止対策に係る対応について（通知）

（平成27年7月31日 27文科初第335号 文部科学省初等中等教育局長通知）

児童虐待への対応については、「児童虐待の防止等のための学校、教育委員会等の的確な対応について」（平成22年3月24日付け21文科初第777号）（参考資料1）等を踏まえ、学校や教育委員会等において、これまで様々な努力がなされているところですが、児童虐待の相談対応件数の増加傾向が続くなど、引き続き適切な対応が求められています。

このような状況の下、「児童福祉法」（昭和22年法律第164号）に基づく一時保護の件数も増加しているところ、この一時保護が行われる間は学校へ通うことができなくなることがあります。加えて、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（平成13年法律第31号）及び「売春防止法」（昭和31年法律第118号）等に基づき婦人相談所による一時保護が行われている児童生徒及び婦人保護施設に保護されている児童生徒についても、これらの措置が行われる間は学校へ通うことができなくなることがあります。

一方、近年では、例えば、児童相談所の一時保護所において、退職教員等の学習指導協力員の配置や一定の学習時間の確保等、一時保護が行われている児童の学習条件を向上させる取組も行われているところです。

については、こうした状況等を踏まえ、一時保護が行われている児童生徒及び婦人保護施設に保護されている児童生徒（以下「一時保護等が行われている児童生徒」という。）の指導要録に係る適切な対応等を下記1.のとおりお示しすることとしました。

また、関係府省庁によって「児童虐待防止対策等について」（平成26年1月26日児童虐待防止対策に関する副大臣等会議）（参考資料2）が取りまとめられており、居住実態が把握できない児童生徒への取組のほか、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応等のための速やかな実施に向けて取り組む主な対応策が示されています。

これを踏まえ、学校や教育委員会等における児童虐待防止に係る対応を進める上での留意事項を下記2.のとおり整理しましたので適切な対応をお願いします。なお、居住実態が把握できない児童生徒への取組については、「居住実態が把握できない児童への対応について」（平成27年3月16日付け総行住第33号、26初企第53号、雇児総発9316第1号）が別途通知されていますので、併せて御留意願います。

については、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会等に対して、都道府県知事にあっては所轄の私立学校に対して、国立大学法人の長にあっては設置する附属学校に対して、株式会社立学校を認定した地方公共団体の長にあっては認可した学校に対して、これらの趣旨についての周知を図るとともに、適切な対応がなされるよう御指導をお願いします。なお、本通知に関しては、厚生労働省と協議済みであり、同省に対し、関係機関等への本通知の内容の周知方を依頼済みであることを申し添えます。

記

1. 一時保護等が行われている児童生徒の指導要録に係る適切な対応等について

児童相談所の一時保護所の学習環境等については、その充実に向けこ

れまでも学習指導協力員の配置など様々な取組が進められてきたところであるが、「児童虐待防止対策等について」において「学校と児童相談所等関係機関の連携」を推進することが示されたこと等を踏まえれば、一時保護等が行われている児童生徒の学習状況の評価等についても関係機関が連携して適切な対応を進める必要がある。

したがって、一時保護等が行われている児童生徒の指導要録上の取扱い等について、別紙1及び別紙2によることとするので、これを踏まえて適切な対応を行うこと。

その際、都道府県教育委員会等においては、学校における指導要録上の取扱い等について各学校の円滑な判断が行われるよう、児童相談所における相談・指導の状況等について、当該児童相談所からの情報提供を踏まえ、域内の学校に情報提供することが考えられること。また、都道府県教育委員会等において、児童相談所の求めに応じ、その学習環境を充実させる観点から、一時保護所の学習指導協力員となる者として退職教員を紹介する等の協力をすること。

2. 児童虐待防止対策に係る対応について

（1）学校等の間の情報共有について

「児童虐待防止対策等について」においては、「進学・転学の際の学校等の間の情報共有」を推進することが示されているが、指導要録に記されている学習状況や出席日数、健康診断票に記されている健康の状況等は、支援が必要な幼児児童生徒を発見するに当たって重要な情報となる場合もあるものである。

については、進学・転学に当たっては、法令にのっとり行うこととされている進学・転学先への文書の送付はもとより、対面、電話連絡、文書等による学校間での引継ぎの実施、学校の担当者やスクールソーシャルワーカー等によるケース会議の開催等により、支援が必要な幼児児童生徒に係る学校等の間の適切な連携を進めること。

個人情報保護の観点からどこまで情報を引き継げるかについては、適用される関係法令に基づき各学校等が判断することとなり、一般的には、公立学校には当該学校を設置する地方公共団体の個人情報保護条例が、私立学校を設置する学校法人等には「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）及び関係条例が、国立大学法人には「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第59号）が適用されるものであること。その際、一般的には、

・設置者を同じくする学校間での引継ぎについては、個人情報の利用目的の範囲内であることが原則であるが、利用目的の範囲外であっても、私立学校においては、人の生命、身体等の保護のためや児童生徒の健全な育成の推進のために特に必要があり、本人の同意を得ることが困難である場合、国立大学法人の設置する学校においては、法令の定める業務の遂行に必要な範囲で行われるものであり、かつ、相当な理由がある場合は、保有個人情報の内部利用として認められることがあること

・設置者を異にする学校間での引継ぎについては、個人情報の第三者提供に該当することから、本人の同意を得ることが原則であるが、私立学校においては、人の生命、身体等の保護のためや児童生徒の健全な育成の推進のために特に必要があり、本人の同意を得ることが困難である場合、国立大学法人の設置する学校においては、明らかに本人の利益になる場合や、特別な理由がある場合であれば、関係法令上、第三者提供が認められるときがあること

・公立学校においては、個人情報保護条例の利用目的や第三者提供に関

する規定において、類似又は同趣旨の定めがなされていることがあること

等に留意した上で必要な情報共有を図ること。また、個別の案件で疑義がある場合は、関係法令を所管する行政の部局へ問い合わせることが考えられること。

(2) 児童虐待等に係る研修の実施について

「児童虐待防止対策等について」においては、「学校と児童相談所等関係機関の連携」を推進することが示されており、虐待を発見するポイントや、発見後の対応の仕方等について、教職員の理解を一層促進することが求められる。

については、学校や教育委員会等においては、以下の資料等を参考にするとともに、「児童虐待の防止等のための学校、教育委員会等の的確な対応に関する状況調査結果について」(平成23年3月4日付け22初児生第65号)(参考資料3)に沿って、児童相談所の職員を講師に招くなどして、今後とも教職員に対する研修の充実に努めること。

(参考資料)

- 1 児童虐待の定義、関連する法律などの基礎的な知識と近年の状況については「児童虐待防止対策」(厚生労働省HPに掲載)を参照。
- 2 児童虐待についての学校における対応について
 - 学校生活の中における児童虐待の兆候等については「児童虐待防止と学校」(文部科学省HPに掲載)の「第3章学校生活での現れ」を参照。
 - 学校と福祉機関との役割分担や通告後の対応等については「児童虐待防止と学校」(文部科学省HPに掲載)の「第6章疑いから通告へ」を参照。

(3) 児童虐待に係る通告についての組織的な対応等について

「児童虐待の防止等に関する法律」(平成12年法律第82号)の第5条第1項においては、学校及びその教職員による児童虐待の早期発見の努力義務が定められており、また、「児童虐待防止対策等について」においても、学校の組織としての「適切な通告の実施」の必要性が改めて示されていることから、学校及びその教職員は法令の趣旨を理解して児童虐待に關し適切な通告を行う必要がある。

については、教育委員会等においては、「児童虐待に係る速やかな通告の一層の推進について」(平成24年3月29日付け23文科初第1707号)(参考資料4)の別紙3に記載のとおり、虐待の事実が必ずしも明らかでなくとも一般の人の目から見れば主觀的に児童虐待が疑われる場合は通告義務が生じることや、法の趣旨に基づくものであれば、その通告が結果として誤りであったとしても、そのことによって刑事上、民事上の責任を問われることは基本的には想定されないこと等を改めて学校に対し周知すること。また、通告は、教育機関と福祉機関の専門性の違いを尊重しつつ両者が協働していく契機と捉え、教職員個々人の対応に加え、学校組織として関係法令に沿った適切な対応を行うよう周知すること。

(別紙1) 一時保護等が行われている児童生徒の指導要録に係る適切な対応等について

(別紙2) 児童相談所の一時保護所の学習環境が出席扱いを認めることができるかを判断する際の目安

(参考資料1)「児童虐待の防止等のための学校、教育委員会等の的確な対応について(通知)」(平成22年3月24日)

(参考資料2)児童虐待防止対策等について(平成26年12月26日)(抄)

(参考資料3)「児童虐待の防止等のための学校、教育委員会等の的確な対応に関する状況調査結果について(通知)」(平成23年3月4日)

(参考資料4)「児童虐待に係る速やかな通告の一層の推進について」

(別紙1) 一時保護等が行われている児童生徒の指導要録に係る適切な対応等について

児童福祉法に基づく一時保護が行われている児童生徒は、当該措置が行われる間、学校へ通うことができなくなることがある。また、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律及び売春防止法等に基づき婦人相談所による一時保護が行われている児童生徒及び婦人保護施設において保護されている児童生徒についても、これらの措置が行われる間は学校へ通うことができなくなることがある。

一方、近年では、例えば、児童相談所の一時保護所においては、退職教員等の学習指導協力員の配置や一定の学習時間の確保等、一時保護が行われている児童生徒の学習条件を向上させる取組も行われている。

このような状況等を踏まえ、一時保護等が行われている児童生徒については次のように、指導要録に係る適切な対応等を行うことが必要である。

1. 一時保護が行われている児童生徒が児童相談所の一時保護所において学習を行っている場合

児童相談所の一時保護所で一時保護が行われている児童生徒の中には、当該施設において、相談・指導を受け、学校における学習活動に遅れが生じないよう努力している者もいる。このような者の努力を学校として評価し支援するため、以下の要件を満たす場合には、当該施設において相談・指導を受けた日数を指導要録上出席扱いとすることができるとする。

(出席扱いの要件)

一時保護が行われている児童生徒が児童相談所の一時保護所において相談・指導を受ける場合であって、当該児童生徒の自立を支援する上で当該相談・指導が有効・適切であると判断され、かつ、以下の要件を満たすときには校長は指導要録上出席扱いとすることができます。

- 1 当該施設と学校との間において、児童生徒の生活指導や学習指導に関し、十分な連携・協力が保たれていること。
- 2 別紙2を参考としつつ、当該施設において、児童生徒の状況に適した学習環境が整えられているなど、適切な相談・指導が行われていることが確認できること。

なお、指導要録上出席扱いとした場合、指導要録においては、「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について(通知)」(平成22年5月11日付け22文科初第1号(以下「平成22年通知」という。))を踏まえ、出席日数の内数として出席扱いとした日数及び当該施設において学習活動を行ったことを記入すること。

2. 一時保護等が行われている児童生徒が学習を行っていない場合
一時保護等が行われている児童生徒については、その心身の状態から学習が困難であったり、学校に出席できなかったりすることがある。このため、一時保護等が行われている児童生徒が学校に出席できずおらず、かつ、一時保護所又は一時保護所以外の施設で学習を行っていない場合には、平成22年通知の別紙1、2及び3中「出席停止・忌引等の日数」に含めることとされている「非常変災等児童(生徒)又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてよいと認めた日数」に含める扱いとすることが適当である。

なお、指導要録においては、平成22年通知を踏まえ、一時保護等が行われている児童生徒であること理由として出席停止・忌引等の日数としたこと及びその日数を記入すること。

3. その他の留意点

(1) 一時保護所以外の施設で一時保護が行われている児童生徒及び婦人保護施設において保護されている児童生徒が学校に出席できていないときは、これらの措置が児童の福祉を保障する観点等から行われるものであることに留意し、1. を参考としつつ、児童生徒の自立を支援する上で有効・適切であると判断される場合であって、当該児童生徒に対しこれらの措置の実施主体と学校との連携・協力の状況、学習環境等の相談・指導の状況等を勘案して適切であると認められるとき、出席扱いとすることができることとする。

また、指導要録上出席扱いとした場合、指導要録においては、平成22年通知を踏まえ、出席日数の内数として出席扱いとした日数及び当該施設において学習活動を行ったことを記入すること。

(2) 一時保護等が行われている児童生徒が学校に復帰した際、当該学校は児童生徒の状況に応じ補習等を実施し、小・中学校における各学校の課程の修了や高等学校における単位の認定等を適切に行うことが望ましいこと。

(別紙2) 児童相談所の一時保護所の学習環境が出席扱いを認めることができるかを判断する際の目安

児童相談所については「児童相談所運営指針」(平成2年3月5日付け児発第133号を累次改正)が定められており、の中では、一時保護所の運営に關し、学習の実施に當たっての配慮事項が定められている。

学校長は、一時保護が行われている児童生徒について指導要録上出席扱いとする場合には、児童相談所に置かれている児童福祉司等を通じ、児童生徒の状況に適した学習環境が整備されていることを確認することが必要であり、その際の参考となるよう以下の目安を示すものである。

(1) 教育指導の方法・内容

○児童相談所運営指針に沿って、例えば、午前中は学習指導、午後はスポーツ等のプログラムが組まれるなど、一定の教育指導の時間が確保されていること。

○学校から聽取した状況等も踏まえ、当該児童生徒の学習到達の状況を適切に評価し、当該児童生徒の状況に応じた方針に基づき、教育指導が実施されていること。

○児童相談所や児童生徒の実状に応じて、個別指導と併せて、集団指導が実施されていること。

○児童相談所の運営・管理の許す限りにおいて、体験学習が取り入れら

れていること。

(2) 教育指導の体制

○教育指導に當たっては、教員経験やそれに準ずる教育指導の経験のある学習指導協力員や職員が中心となるとともに、その他の職員の協力も得て、「不登校への対応の在り方について(通知)」(平成15年5月16日付け15文科初第255号)の中の「教育支援センター(適応指導教室)整備指針(試案)6. 指導体制等」を参考にしつつ、個に応じたきめ細かな教育指導がなされる体制となっていること。

○児童生徒の指導方針等については、心理や福祉に関する専門的な資格を有する者の協力を得て定められていること。

(3) 施設・設備等

○施設・設備は、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものであり、集団で活動するための部屋、相談室、職員室などを備えていること。

○体育館等を備えていたり、体育館等を有しない場合は周辺に代替できる施設や環境が整えられていたりするなど、スポーツ活動や体験活動の実施に関する配慮がなされていること。

○児童生徒の教育指導に必要な教具を備えていること。

児童虐待防止対策に係る学校等及びその設置者と市町村・児童相談所との連携の強化について

(平成31年2月28日 内閣府・厚生労働省・文部科学省)

児童虐待については、児童相談所への児童虐待相談対応件数が年々増加の一途をたどっており、子どもの生命が奪われるなど重大な事件も後を絶たないなど依然として深刻な社会問題となっている。

このような状況から、学校等（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、高等課程を置く専修学校、保育所、地域型保育事業所、認定こども園、認可外保育施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の2第1項に規定する施設をいう。）及び障害児通所支援事業所をいう。以下同じ。）及びその設置者や市町村・児童相談所等の関係機関に対しては、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）等を踏まえた対応をお願いしているところであるが、本年1月に千葉県野田市で発生した小学校4年生死亡事案を受け、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」の更なる徹底・強化について（平成31年2月8日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）が決定され、児童相談所及び学校における子どもの緊急安全確認を実施するなど緊急点検を実施し、抜本的な体制強化を図ることとされた。

こうした対応を受け、増加する児童虐待に対応するため、とりわけ、学校等における児童虐待の早期発見・早期対応、被害を受けた子どもの適切な保護等について、学校等及びその設置者と市町村・児童相談所が連携した対応が図られるよう、下記に掲げる取組の徹底を改めてお願いする。

なお、児童虐待への対応に当たっては、

・学校等においては、児童虐待の早期発見・早期対応に努め、市町村や児童相談所等への通告や情報提供を速やかに行うこと

・児童相談所においては、児童虐待通告や学校等の関係機関からの情報提供を受け、子どもと家族の状況の把握、対応方針の検討を行った上で、一時保護の実施や来所によるカウンセリング、家庭訪問による相談助言、保護者への指導、里親委託、児童福祉施設への入所措置など必要な支援・援助を行うこと

・市町村においては、自ら育児不安に対する相談に応じるとともに、市町村に設置する要保護児童対策地域協議会の調整機関として、支援を行っている子どもの状況把握や支援課題の確認、並びに支援の経過などの進行管理を恒常的に行い、自ら相談支援を行うことはもとより関係機関がその役割に基づき対応に当たれるよう必要な調整を行うこと

・警察においては110番通報や児童相談所等の関係機関からの情報提供を受け、関係機関と連携しながら子どもの安全確保、保護を行うとともに、事案の危険性・緊急性を踏まえ、事件化すべき事案については厳正な捜査を行うこと

等といった固有の責務を関係機関それぞれが有しており、こうした責務を最大限に果たしていくことを前提として下記の連携などの取組を進めすることが必要である。

都道府県においては管内市区町村、所轄の私立学校及び関係機関へ、都道府県教育委員会・指定都市教育委員会においては管内市区町村教育委員会、所管の学校及び関係機関へ、指定都市・中核市・児童相談所設置市においては関係機関へ、附属学校を置く国立大学法人及び公立大

法人においては附属学校へ、独立行政法人国立高等専門学校機構並びに高等専門学校を設置する地方公共団体、公立大学法人及び学校法人においてはその設置する学校へ、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体においては認可した学校へそれぞれ周知いただきたい。

なお、本通知については、警察庁生活安全局と協議済であることを申し添える。

記

1. 今回事案を踏まえて対策の強化を図るべき事項

（1）要保護児童等の通告元に関する情報の取扱いについて

市町村・児童相談所においては、保護者に虐待を告知する際には子どもの安全を第一とするとともに、通告者保護の観点から、通告元（児童虐待の防止等に関する法律第6条第1項に規定する児童虐待に係る通告を行った者をいう。）は明かせない旨を保護者に伝えることを徹底すること。

（2）要保護児童等の情報元に関する情報の取扱いについて

学校等及びその設置者においては、保護者から情報元（虐待を認知するに至った端绪や経緯をいう。以下同じ。）に関する開示の求めがあった場合は、情報元を保護者に伝えないとともに、児童相談所等と連携しながら対応すること。

さらに、市町村・児童相談所においては、子どもの安全が確保されない限り、子どもからの虐待の申し出等の情報元を保護者に伝えないこと。現に、保護者との関係等を重視しそぎることで、子どもの安全確保が疎かになり、重大な事態に至ってしまう事例が生じていることに十分留意すべきである。

＜児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策の更なる徹底・強化『2新たなルールの設定』＞

（3）保護者からの要求への対応について

学校等は、保護者が、児童虐待の通告や児童相談所による一時保護、継続指導等に関して不服があり、保護者から学校等に対して威圧的な要求や暴力の行使等が予想される場合には、複数の教職員等で対応するとともに、即座に設置者に連絡した上で組織的に対応すると同時に、設置者と連携して速やかに市町村・児童相談所・警察等の関係機関や弁護士等の専門家と情報共有することとし、関係機関が連携して対応すること。

学校等の設置者は、保護者が、児童虐待の通告や児童相談所による一時保護、継続指導等に関して不服があり、保護者から学校等又はその設置者に対して威圧的な要求や暴力の行使等が予想される場合には、児童相談所・警察等の関係機関や弁護士等の専門家と情報共有することとし、関係機関が連携して対応すること。

また、学校等又はその設置者と関係機関が連携して対応した結果については、要保護児童対策地域協議会（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第25条の2に規定する要保護児童対策地域協議会をいう。以下同じ。）において、事案を共有し、今後の援助方針の見直し等に活用すること。

＜児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策の更なる徹底・強化『2新たなルールの設定』＞

（4）定期的な情報共有に係る運用の更なる徹底について

学校等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供については、本通知と同日付けで「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」(平成31年2月28日付け内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省総合教育政策局長、文部科学省初等中等教育局長、文部科学省高等教育局長、厚生労働省子ども家庭局長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長連名通知)を発出し、要保護児童等(要保護児童対策地域協議会において、児童虐待ケースとして進行管理台帳に登録されており、学校等に在籍する子ども。)の出欠状況や欠席理由等について、学校等から市町村又は児童相談所へ定期的に情報提供を行うこととし、その適切な運用をお願いしたところである。

当該通知の運用に当たっては、当該要保護児童等に関して、不自然な外傷、理由不明の欠席が続く、虐待の証言が得られた、帰宅を嫌がる、家庭環境の変化など、新たな児童虐待の兆候や状況の変化等を把握した時は、定期的な情報提供の期日を待つことなく、市町村又は児童相談所へ情報提供又は通告すること及び学校等又はその設置者から情報提供を受けた市町村又は児童相談所は、当該学校等又はその設置者から更に詳しく事情を聞き、組織的に評価した上で、状況確認、主担当機関の確認、援助方針の見直し等を行うこととともに「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」を踏まえて適切に警察と情報共有することについて、徹底されたい。

また、学校等は保護者等から要保護児童等が学校等を欠席する旨の連絡があるなど、欠席の理由について説明を受けている場合であっても、その理由の如何にかかわらず、休業日を除き引き続き7日以上欠席した場合(不登校等による欠席であって学校等が定期的な家庭訪問等により本人に面会でき、状況の把握を行っている場合や、入院による欠席であって学校等が医療機関等からの情報等により状況の把握を行っている場合を除く。)には、定期的な情報提供の期日を待つことなく、速やかに市町村又は児童相談所に情報提供することについても、徹底されたい。(なお、障害児通所支援事業所におけるこれらの取扱いは、原則として当該障害児通所支援事業所をほぼ毎日利用している子どもを想定しているが、障害児通所支援事業所の利用頻度が低い又は利用が不定期である子どもについては、本取扱いに準じた取扱いとすることとし、具体的な内容については、別途お示しする。)

その際、学校等又はその設置者から情報提供を受けた市町村又は児童相談所は、当該学校等又はその設置者から更に詳しく事情を聞き、組織的に評価した上で、状況確認、主担当機関の確認、援助方針の見直し等を行うとともに、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」を踏まえて適切に警察と情報共有すること。

※詳細は、「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」(平成31年2月28日付け内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省総合教育政策局長、文部科学省初等中等教育局長、文部科学省高等教育局長、厚生労働省子ども家庭局長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長連名通知)を参照されたい。

<児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策『関係機関(警察・学校・病院等)間の連携強化』>

<児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策の更なる徹底・強化『新たなルールの設定』>

(5) 児童虐待に関する研修の更なる充実について

3 (1) 記載のような研修の機会を活用するとともに、児童相談所の職員を講師に招くなどして、研修の充実に努めるほか、学校長等の管理職に対しても、児童虐待に関する具体的な事例を想定することなどによる実践的な研修に取り組まれたい。

<児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策の更なる徹底・強化『3児童相談所、市町村、学校及び教育委員会の抜本的な体制強化』>

2. ケース対応において留意すべき事項

(1) 学校等からの通告・相談における連携

市町村・児童相談所は、学校等又はその設置者からの通告は、地域、近隣住民あるいは家族、親族からの相談とは異なり、通告した機関が特定される可能性が高いことを説明すること。学校等又はその設置者からは通告の事実を保護者に伝えないようにすること。その際、保護者に対する対応方法について、市町村・児童相談所と事前に綿密な協議を行った上で、連携した対応を図られたい。

<子ども虐待対応の手引き 第3章通告・相談の受理はどうするか 1. 通告・相談時に何を確認すべきか>

(4) 通告・相談者別の対応のあり方 ⑥『保育所、学校等からの通告相談』>

(2) 保護者への告知の方法

保護者に虐待の告知をすることで、保護者の怒りが子ども本人に向かい、さらなる虐待を誘発することを避けるよう何よりも注意すること。在宅での援助を続けることを前提に虐待の告知を行う場合は、子どもの安全は守られるという見通しを持って行うことが不可欠であり、そのためには、援助の方向性を示すことで養育を改善することはできると保護者が感じられるような方針を持って説明をすることなどを心がけること。

また、虐待の告知をした後、「余計なことは言うな」などと保護者が子どもの口を封じるなどして、子どもが正直に話さなくなることもあり得るので、その点も念頭に置いて、子どもの所属する機関(学校等)などと連携しながら子どもの様子に十分な注意を払うこと。

保護者が虐待の告知を受け止められず、虐待であることを否認して養育態度を改める姿勢がないような場合には、子どもの保護を図るなど、在宅での援助という方針自体を再検討しなければならないこと。<子ども虐待対応の手引き『告知の方法』>

<子ども虐待対応の手引き 第4章調査及び保護者と子どもへのアプローチをどう進めるか 2. 虐待の告知をどうするか (4) 告知の方法 ①『虐待通告を受けて在宅で支援する場合の告知』>

(3) 一時保護解除後の対応

一時保護解除等により子どもが家庭復帰した後、児童相談所への来所が滞ったり、家庭訪問を拒んだり、不在が続くなど支援機関との関係が疎遠になるときは、子どもにとっての危機のサインであると考える必要があるため、学校等及びその設置者と市町村・児童相談所の間において、子どもから直接SOSを出せるような方法を確認しておくとともに、特に学齢期以降の子どもには関係機関の連絡先を伝えておくよう対応されたい。

＜子ども虐待対応の手引き 第10章施設入所及び里親委託中の援助
5. 家庭復帰の際の支援 (4) 家庭復帰後のケア＞

3. 児童虐待防止対策の強化を図るべき事項

(1) 児童虐待防止に係る研修の実施について

児童虐待を発見しやすい立場にある教職員等に対する児童虐待に関する研修の実施を促進されたい。

学校等及びその設置者におかれでは、教職員等が、虐待を発見するポイントや発見後の対応の仕方等についての理解を一層促進するため、以下の研修について受講を奨励されたい。

また、都道府県・市町村におかれでは、主催する児童虐待防止に関する各種研修会について、教職員等の参加を呼びかけ、受講を促進されたい。

なお、教職員等を対象とした研修事業（国庫補助事業）は以下のとおりであるので、積極的に活用されたい。

＜児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策『児童虐待に関する研修の充実』＞

○子どもの虹情報研修センター主催 『教育機関・児童福祉関係職員合同研修』

学校や教育委員会で児童虐待に携わる者、市町村で児童虐待を担当する者、児童相談所職員による合同研修

○都道府県主催 『虐待対応関係機関専門性強化事業』

地域で活動する主任児童委員、保育所職員、児童養護施設職員、ケースワーカー、家庭相談員等の子どもの保護・育成に熱意のある者を対象とした児童虐待等に関する専門研修。

学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について（平成31年2月28日 内閣府・厚生労働省・文部科学省）

児童虐待については、児童相談所への児童虐待相談対応件数が年々増加の一途をたどっており、重篤な児童虐待事件も後を絶たないなど依然として深刻な社会問題となっている。

こうした中、平成30年3月に東京都目黒区で発生した児童虐待事件を受けて、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）に基づき、学校、保育所等と市町村、児童相談所との連携の推進を図るため、「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針」に基づく運用をお願いしているところであるが、本年1月に千葉県野田市で発生した小学校4年生死亡事件を踏まえ、今般、「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針」（別添）を定め、一層推進すべき取組として周知徹底を図るものであるので、適切な運用を図られたい。

都道府県においては管内市区町村、所轄の私立学校及び関係機関へ、都道府県教育委員会・指定都市教育委員会においては管内市区町村教育委員会、所管の学校及び関係機関へ、指定都市・中核市・児童相談所設置市においては関係機関へ、附属学校を置く国立大学法人及び公立大学法人においては附属学校へ、独立行政法人国立高等専門学校機構並びに高等専門学校を設置する地方公共団体、公立大学法人及び学校法人においてはその設置する学校へ、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体においては認可した学校へそれぞれ周知いただきたい。

なお、「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」（平成30年7月20日付け内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）については廃止する。

また、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

（別添）学校、保育所、認定こども園 及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針

1 趣旨

本指針は、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、高等課程を置く専修学校（以下「学校」という。）、保育所、地域型保育事業所、認定こども園、認可外保育施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の2第1項に規定する施設をいう。以下同じ。）及び障害児通所支援事業所（以下「学校・保育所等」という。）から市町村又は児童相談所（以下「市町村等」という。）への児童虐待防止に係る資料及び情報の定期的な提供（以下「定期的な情報提供」という。）に関し、定期的な情報提供の対象とする児童、情報提供の頻度・内容、依頼の手続等の事項について、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号。以下「虐待防止法」という。）第13条の4の規定に基づく基本的な考え方を示すものである。

2 定期的な情報提供の対象とする児童

(1) 市町村が情報提供を求める場合

要保護児童対策地域協議会（児童福祉法第25条の2に規定する要保護児童対策地域協議会をいう。以下「協議会」という。）において、児童虐待ケースとして進行管理台帳（注）に登録されており、かつ、学校に在籍する幼児児童生徒学生、保育所、地域型保育事業所、認定こども園、認可外保育施設及び障害児通所支援事業所に在籍する乳幼児（以下「幼児児童生徒等」という。）を対象とする。

（注）進行管理台帳とは、市町村内における虐待ケース等に関して、子ども及び保護者に関する情報やその状況の変化等を記載し、協議会において絶えずケースの進行管理を進めるための台帳であり、協議会の中核機関である調整機関において作成するものである。

(2) 児童相談所が情報提供を求める場合

児童相談所（児童福祉法第12条に規定する児童相談所をいう。以下同じ。）が管理している児童虐待ケースであって、協議会の対象となつておらず、かつ、学校・保育所等から通告があったものなど、児童相談所において必要と考える幼児児童生徒等を対象とする。

3 定期的な情報提供の頻度・内容

(1) 定期的な情報提供の頻度

定期的な情報提供の頻度は、おおむね1か月に1回を標準とする。

(2) 定期的な情報提供の内容

定期的な情報提供の内容は、上記2（1）及び（2）に定める幼児児童生徒等について、対象期間中の出欠状況（欠席した場合の）家庭からの連絡の有無、欠席の理由とする。

4 定期的な情報提供の依頼の手続

(1) 市町村について

市町村は、上記2（1）に定める幼児児童生徒等について、当該幼児児童生徒等が在籍する学校・保育所等に対して、対象となる幼児児童生徒等の氏名、上記3（2）に定める定期的な情報提供の内容、提供を希望する期間等を記載した書面を送付する。

(2) 児童相談所について

児童相談所は、上記2（2）に定める幼児児童生徒等について、当該幼児児童生徒等が在籍する学校・保育所等に対して、対象となる幼児児童生徒等の氏名、上記3（2）に定める定期的な情報提供の内容、提供を希望する期間等を記載した書面を送付する。

5 機関（学校・保育所等を含む。）間での合意

（1） 上記4により、市町村等が学校・保育所等に対し、定期的な情報提供の依頼を行う場合は、この仕組みが円滑に活用されるよう、市町村等と学校・保育所等との間で協定を締結するなど、事前に機関の間で情報提供の仕組みについて合意した上で、個別の幼児児童生徒等の情報提供の依頼をすることが望ましいこと。

（2） 協定の締結等による機関間での合意に際しては、本指針に掲げる内容を基本としつつも、より実効性のある取組となるよう、おおむね1か月に1回程度を標準としている定期的な情報提供の頻度や、対象となる幼児児童生徒等の範囲について、定期的な情報提供の内容をより幅広く設定するなど、地域の実情を踏まえたものにすること。

（3） 学校は、市町村等と協定の締結等により機関間での合意をしたときは、その内容等を設置者等（私立学校にあっては当該学校の所轄庁を

含む。以下同じ。）に対しても報告すること。

6 定期的な情報提供の方法等

(1) 情報提供の方法

学校・保育所等は、市町村等から上記4の依頼文書を受けた場合、依頼のあった期間内において、定期的に上記3に定める定期的な情報提供を書面にて行う。

(2) 設置者等への報告等

学校が市町村等へ定期的な情報提供を行った場合は、併せて設置者等に対してもその写しを送付すること。また、市町村等へ定期的な情報提供を行うに際しては、地域の実情に応じて設置者等を経由することも可能とする。

7 緊急時の対応

定期的な情報提供の期日よりも遅く、不自然な外傷がある、理由不明又は連絡のない欠席が続く、対象となる幼児児童生徒等から虐待についての証言が得られた、帰宅を嫌がる、家庭環境に変化があったなど、新たな児童虐待の兆候や状況の変化等を把握したときは、定期的な情報提供の期日を待つことなく、適宜適切に市町村等に情報提供又は通告をすること。また、学校・保育所等は保護者等から対象となる幼児児童生徒等が学校・保育所等を欠席する旨の連絡があるなど、欠席の理由について説明を受けている場合であっても、その理由の如何にかかわらず、休業日を除き引き続き7日以上欠席した場合（不登校等による欠席であって学校・保育所等が定期的な家庭訪問等により本人に面会ができ、状況の把握を行っている場合や、入院による欠席であって学校・保育所等が医療機関等からの情報等により状況の把握を行っている場合を除く。）には、定期的な情報提供の期日を待つことなく、速やかに市町村等に情報提供すること。

なお、障害児通所支援事業所におけるこれらの取扱いは、原則として当該障害児通所支援事業所をほぼ毎日利用している幼児児童生徒等を想定しているが、障害児通所支援事業所の利用頻度が低い又は利用が不定期である幼児児童生徒等については、本取扱いに準じた取扱いとすることとし、具体的な内容については、別途お示しする。

8 情報提供を受けた市町村等の対応について

(1) 市町村について

① 学校・保育所等から上記6の定期的な情報提供又は上記7の緊急時ににおける情報提供を受けた市町村は、必要に応じて当該学校・保育所等から更に詳しく事情を聞くこととし、これらの情報を複数人で組織的に評価する。なお、詳細を確認する内容としては、外傷、衣服の汚れ、学校・保育所等での相談、健康診断の回避、家庭環境の変化、欠席の背景、その他の虐待の兆候をうかがわせる事実を確認できた場合には当該事項等が考えられる。

② ①の評価を踏まえて、必要に応じて関係機関にも情報を求める、自ら又は関係機関に依頼して家庭訪問を行う、個別ケース検討会議を開催するなど状況把握及び対応方針の検討を組織として行うとともに「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」を踏まえて適切に警察と情報共有すること。

③ 対応が困難な場合には児童相談所に支援を求めるとともに、専門的な援助や家庭への立入調査等が必要と考えられる場合は、速やかに児童相談所へ送致又は通知を行う。

④ 協議会においては、市町村内における全ての虐待ケース（上記2（2）の場合を除く。）について進行管理台帳を作成し、実務者会議の場において、定期的に（例えば3か月に1度）、状況確認、主担当機関の確認、援助方針の見直し等を行うことを徹底すること。

（2）児童相談所について

① 児童相談所が学校・保育所等から上記6の定期的な情報提供又は上記7の緊急時における情報提供を受けた場合

ア 学校・保育所等から上記6の定期的な情報提供又は上記7の緊急時における情報提供を受けた児童相談所は、必要に応じて当該学校・保育所等から更に詳しく事情を聞くこととし、これらの情報について援助方針会議等の合議による組織的な評価を行うとともに、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」を踏まえて適切に警察と情報共有すること。なお、詳細を確認する内容としては、外傷、衣服の汚れ、学校・保育所等での相談、健康診断の回数、家庭環境の変化、欠席の背景、その他の虐待の兆候をうかがわせる事実を確認できた場合には当該事項等が考えられる。

イ アの評価を踏まえて、必要に応じて関係機関にも情報を求める、自ら家庭訪問を行う、個別ケース検討会議の開催を市町村に求めるなど状況把握及び対応方針の検討を組織として行う。

ウ 必要に応じて立入調査、出頭要求、児童の一時保護等の対応をとる。

② 市町村が学校・保育所等から上記6の定期的な情報提供又は上記7の緊急時における情報提供を受けた場合、市町村の求めに応じて積極的に支援するものとする。

9 個人情報の保護に対する配慮

（1）虐待防止法においては、市町村等から児童虐待に係る情報の提供を求められた場合、地方公共団体の機関は情報を提供することができる（従前から規定されていた一方、児童虐待の兆しや疑いを発見しやすい立場にある民間の医療機関、児童福祉施設、学校等は提供できる主体に含まれておらず、これらの機関等が児童虐待に係る有益な情報を有しているような場合であっても、個人情報保護や守秘義務の観点を考慮し、情報提供を拒むことがあった）。児童虐待が疑われるケースについては、児童や保護者の心身の状況、置かれている環境等の情報は、市町村等において、児童の安全を確保し、対応方針を迅速に決定するために必要不可欠であることから、「児童福祉法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第63号）においては、地方公共団体の機関に加え、病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童の医療、福祉又は教育に関する機関や医師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童の医療、福祉又は教育に関する職務に従事する者（以下「関係機関等」という。）も、児童相談所長等から児童虐待の防止等に関する資料又は情報の提供を求められたときは、当該児童相談所長等が児童虐待の防止等に関する事務又は業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由があるときは、これを提供することができるものとされた。ただし、当該資料又は情報を提供することによって、当該資料又は情報に係る児童等又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでないとされた（虐待防止法第13条の4）。

（2）このため、学校・保育所等から市町村等に対して、定期的な情報提供を行なうに当たって、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第16条及び第23条においては、本人の同意を得ない限り、①あらかじめ特定された利用

目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱ってはならず、②第三者に個人データを提供してはならないこととされている。しかしながら、「法令に基づく場合」は、これらの規定は適用されないこととされており、虐待防止法第13条の4の規定に基づき資料又は情報を提供する場合は、この「法令に基づく場合」に該当するため、個人情報保護法に違反することにならない。なお、地方公共団体の機関からの情報提供については、各地方公共団体の個人情報保護条例において、個人情報の目的的外利用又は提供禁止の除外規定として、「法令に定めがあるとき」等を定めていることが一般的であり、虐待防止法第13条の4に基づく情報提供は「法令に定めがあるとき」に該当するため、条例にこのような除外規定がある場合には条例違反とはならないと考えられる。ただし、児童や保護者の心身の状況、置かれている環境等の情報は、市町村等において、児童の安全を確保し、対応方針を迅速に決定するために必要不可欠であることから、「児童福祉法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第63号）においては、地方公共団体の機関に加え、病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童の医療、福祉又は教育に関する機関や医師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童の医療、福祉又は教育に関する職務に従事する者（以下「関係機関等」という。）も、児童相談所長等から児童虐待の防止等に関する資料又は情報を提供を求められたときは、当該児童相談所長等が児童虐待の防止等に関する事務又は業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由があるときは、これを提供することができるものとされた。ただし、当該資料又は情報を提供することによって、当該資料又は情報に係る児童等又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでないとされた（虐待防止法第13条の4）。

（3）市町村が学校・保育所等から受けた定期的な情報提供の内容について、協議会の実務者会議及び個別ケース検討会議において情報共有を図ろうとする際は、市町村において、学校・保育所等から提供のあった情報の内容を吟味し、情報共有すべき内容を選定の上、必要な限度で行うこと。また、協議会における児童や保護者の心身の状況、置かれている環境等の情報は、市町村等において、児童の安全を確保し、対応方針を迅速に決定するために必要不可欠であることから、「児童福祉法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第63号）においては、地方公共団体の機関に加え、病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童の医療、福祉又は教育に関する機関や医師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童の医療、福祉又は教育に関する職務に従事する者（以下「関係機関等」という。）も、児童相談所長等から児童虐待の防止等に関する資料又は情報を提供を求められたときは、当該児童相談所長等が児童虐待の防止等に関する事務又は業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由があるときは、これを提供することができるものとされた。ただし、当該資料又は情報を提供することによって、当該資料又は情報に係る児童等又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでないとされた（虐待防止法第13条の4）。

10 その他

市町村等が学校・保育所等以外の関係機関に状況確認や見守りの依頼を行なった場合にも、当該関係機関との連携関係を保ち、依頼した後の定期的な状況把握に努めるものとする。



子ども虐待防止
オレンジリボン運動

児童虐待の早期発見・早期対応のための
虐待対応マニュアル

問合せ先

〒680-0941

鳥取県鳥取市湖山町北五丁目 201

鳥取県教育委員会

いじめ・不登校総合対策センター

TEL : 0857-28-2362

FAX : 0857-31-3958

